

公共施設等への再生可能エネルギー設備等導入方針

令和3年7月14日
総務部 グリーン資産創造課

1 背景

地球温暖化は、自然や生物などに悪影響を引き起こし、異常高温や大雨、寒波などといった様々な気象変化の原因とされ、その対策は世界中の喫緊の課題とされています。そのような中、日本においても2050年までに二酸化炭素（以下「CO2」という。）の排出を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが令和2年10月に宣言されました。

また、東日本大震災時の大型発電所等の事故を契機に、エネルギー環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあり、エネルギーの安定供給や災害時のエネルギー確保、さらには環境負荷の少ないエネルギーへの転換という観点から、太陽光や風力等の枯渇することなく繰り返し使用でき、CO2をほとんど排出しない再生可能エネルギー（※）（以下「再エネ」という。）の導入が求められています。

さらには、本年6月に国は脱炭素社会に向けた住宅・建築物の対策案を示し、その中で国や自治体が今後公共施設を新たに整備する際には、太陽光発電設備の設置を標準化することなどが検討されています。

（※）再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことをいい、その大きな特徴は「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO2を排出しない（増加させない）」の3点です。

2 目的

市内における再エネ普及の模範となるために、積極的に公共施設等へ再エネ設備等の導入を推進し、エネルギーの有効活用とCO2排出削減等を目的とします。

また、「環境教育」「産業の活性化」「市民協働」及び「防災対策」等の関連施策と十分に連携を図り、それぞれの効果を高めるよう努めていきます。

3 対象施設

市が所有する全施設の内、次の「4 導入基準」を満たす施設

4 導入基準

(1) 再エネ設備を導入する施設は、原則次によること。

①新設及び大規模改修を予定する施設。

②施設のあり方（方向性）が、今後永続させると決まっている施設。

③第三者から土地を賃借していない施設。

(2) 新設施設の導入時には、施設や地域性等に応じた適切な再エネ設備の導入を、設計段階から検討し選定すること。

(3) 大規模改修時には施設の躯体等を考慮し、可能な限りの再エネ設備の導入を図ること。

(4) 施設に付帯することが難しい時には、余剰地などでの再エネ設備の導入を図ること。

(5) 再エネ設備だけでなく、省エネ設備等の導入にも積極的に取り組むこと。

(6) 再エネ設備等の導入においては、交付金や補助金又は公民連携手法等を検討すること。

(7) その他、不明な点等がある場合は、グリーン資産創造課と協議を行うこと。また、予算計上をする際には、事前にグリーン資産創造課、財政課及び政策創造課と協議すること。

5 運用

本方針は、令和3年7月14日から運用する。